

令和6年度 草津市「学生ボランティア」募集要項

草津市教育委員会

草津市教育委員会では、市立小学校・中学校の教育活動を支援していただく「学生ボランティア」を募集しています。

将来教員を目指している、または、子どもが好きで、子どもと活動する楽しさを経験したいと思っている、草津市内はもちろん近隣に在住の大学生の皆さんは、是非ご応募ください。

1. 登録期間

登録期間は令和6年4月1日より令和7年3月31日までの1年間。ただし、年度途中で登録された方は、当該年度末までを登録期間とします。

2. 登録

「学生ボランティア」を希望する方は、草津市学生ボランティア登録カードに、希望する活動内容等を記入の上、学校教育課（草津市役所6階 土・日曜日・祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）に直接お越しいただくか、郵送ください。学校教育課あてに（gakkyo@city.kusatsu.lg.jp）メールで送付していただいても結構です。

ご登録いただいた方が必ず活動できるというわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

また、登録内容に変更があった場合、申し出により変更や取り消すことができます。

3. 登録に必要な書類

草津市学生ボランティア登録カード（ホームページよりダウンロードできます。）

★毎年、新しいものを提出してください。

4. 学校の打ち合わせの際に提出する書類

個人番号届出書兼振込先口座届出書（ホームページよりダウンロードできます。）

★毎年、新しいものを提出してください。

5. 活動場所

草津市立小学校・中学校

6. 活動時間

1回 4時間程度（詳細は、活動校と相談していただきます。）

7. 活動内容

- (ア) 各教科等に関する指導の補助
- (イ) 部活動に関する指導の補助
- (ウ) 教育相談や生徒指導、保健指導など児童生徒へのきめ細かな指導の補助
- (エ) 特別な支援を要する児童生徒に係る指導の補助
- (オ) 放課後等に児童生徒を対象に実施する事業の補助
- (カ) 学校行事に関する指導の補助
- (キ) 学校の環境整備等に係る支援
- (ク) 学校の安全等に係る支援
- (ケ) その他教育委員会が認めるもの

8. 活動にあたっての留意事項

- ・学校教育の向上に貢献するため、意欲的に活動すること
 - ・活動により知り得た個人情報秘守するほか、不当な目的に使用しないこと
 - ・活動に当たっては、服装・言葉遣い・態度について留意した規律ある行動をとり、学校の信用を損なわないようにすること
 - ・その他活動校や教育委員会の指示に従うこと
 - ・ボランティアの内容が希望に合えば、草津市内のどの学校でも活動すること
- ※ボランティアをすることにより、大学等の単位が取得できるものは、学生ボランティアとして認めません。

学生ボランティアに参加した方の声



- ★学校の先生が子どもが学校にいる時間中に、どのような動きをしているのか、子どもにどのように接しているのかをたくさん観察し、観察から学んだことや、大学で学んだことを子どもに実践することができた。これからの自分の財産になると思う。
- ★教育実習では6年生を担当したので、ボランティアで低学年の児童と関わることが新鮮で、よい経験になった。小学校の6年間は子供の成長が特に感じられる時期だということがあった。
- ★4月から教員生活がスタートする私にとって、知識だけでなく、学校現場での実際の動きや授業の様子、掲示物や学級経営の方法などを学ぶことができたことが役に立つと考えています。
- ★特別支援教諭の免許を取得していない私にとって、特別支援学級に入らせていただいたことはとっても貴重な経験になりました。